

その他の主要な取組について

- 1 地域の丸ごと相談体制の充実
- 2 妊産婦あんしんサポート事業の拡大
- 3 新たな観光推進体制
- 4 農業版起業塾（事業名：遠野起農塾）の取組
- 5 市独自の開発基準の制定
- 6 コミュニティ・スクールの推進
- 7 第三セクターの経営改革

1 地域の丸ごと相談体制の充実（包括的相談支援体制）

担当：健康福祉部福祉課

複雑化、複合化した問題、課題は既存の制度だけでは限界…

○複合的な問題を抱える世帯
(8050問題、生活困窮世帯、ひきこもりの人を抱える世帯、地域からの孤立世帯)

○「制度の範囲外」や「制度の狭間」の生活課題が増加
(買い物や通院のための外出、除雪、ゴミ出し等)

→既存の制度は縦割りであるため、多様化・複雑化した課題への対応に限界

重層的支援体制整備事業の実施 (国庫事業・R3実施 遠野市・矢中町、R4から 盛岡市・岩泉町が追加)

- 支援関係者が包括的に支援する体制の構築
- 人と人、人と資源がつながりあう地域づくりの推進
- 相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的実施

（包括的）相談支援体制の構築

- 福祉課内に専任職員（支え合い支援担当・包括化推進員）を配置し、困難ケースへの支援体制として、庁内連携、相談支援機関連携、地域相談支援の構築を実施。
- 特に地域相談支援体制では、市内9地区に「丸ごと相談員」を配置し、地域の困りごとに丸ごと対応するとともに、潜在的なニーズの発見、早期支援へ繋がるような取組を実施。

①相談支援
地域の身近なところで、住民からの相談を丸ごと受け止め、個別の解決に向けた支援

②生活課題解決支援
相談を通じて把握した生活課題の解決に向けた資源の創出について地域に働きかける活動

丸ごと相談員の機能

③継続的支援・伴走支援
支援が必要な人に確実な支援を届けるための訪問等を通じた活動（状況により伴走支援）

④参加支援
引きこもりなど地域と遠ざかっている人に対する社会参加への支援

地域づくり支援

- 丸ごと相談員が地域アセスメントを実施して地域資源の洗い出しを行い、既存の資源を生かした新たな資源の開発に向けた支援を展開。



○移動販売マップ
移動販売車の立ち寄り場所を地域住民と会社で実情に合わせて調整して作成したもの。

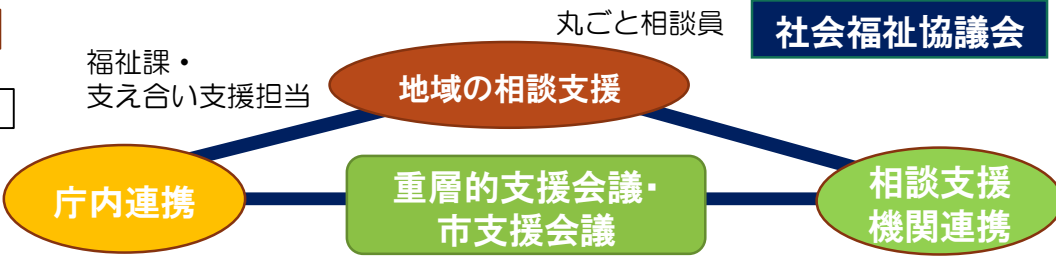
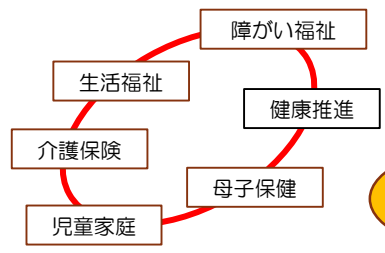
参加支援

- 高齢者のふれあい・いきいきサロンのほか、「いきいき百歳体操」を活用した住民主体の通いの場を実施。



- 社会との距離を置いている若者の居場所として、ちよボラを開放し、コミュニケーションを築けるきっかけづくりに社協が取り組んでいる。

実施体制



社会福祉協議会
多機関協働・アウトリーチ等支援・参加支援

地域包括・相談支援事業所・子育て包括・生活困窮支援

2 妊産婦あんしんサポート事業の拡大

担当：健康福祉部保健医療課

ハイリスク妊産婦の待機宿泊支援事業について

すべての子どもが健やかに育つことができるまち遠野

1 目的

市内における出産に係る医療体制が万全でないことにより、市外の医療機関において妊産婦健康診査の受診、出産等をする妊産婦の**経済的負担**を軽減し、**安心して妊娠および出産**ができる体制を構築します。

2 概要

ハイリスク妊産婦が県内の周産期母子医療センターへ通院又は入院した場合に要した交通費及び同センターの近隣の**宿泊施設に待機宿泊した場合**に負担した宿泊費に対し助成します。

3 対象者

◆ハイリスク妊産婦とは...

妊娠の継続や出産の状況により健康上の問題や合併症を悪化させる危険性があり、母児に重大な予後不良が予想され、医師からハイリスク妊娠の診断を受けた妊産婦

4 助成金額/施行日/財源

- ◆ 1回の分娩につき **50,000円を限度**
- ◆ 令和4年4月1日施行
- ◆ 県補助金 1/2



5 申請方法

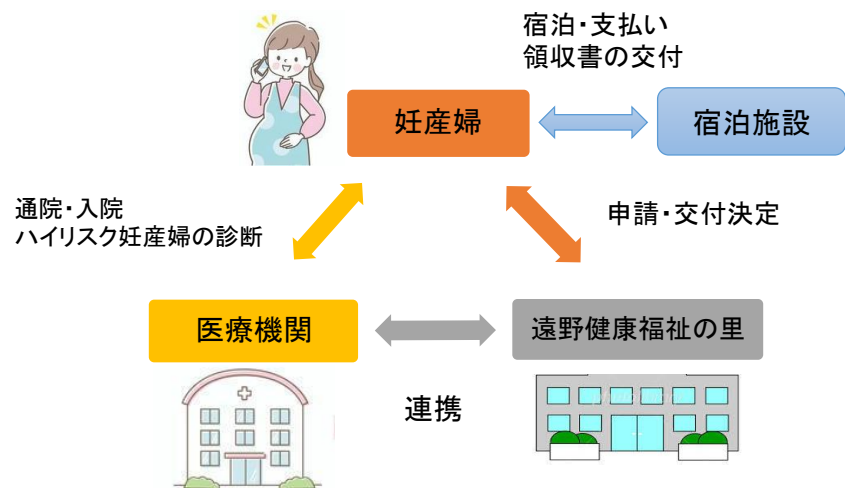
- (1) 遠野市妊産婦通院等助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金申請書（岩手県様式第1号）

【添付書類】

- ・母子健康手帳の写し
- ・診療等に係る診療明細書又は領収書
- ・宿泊に係る領収書（宿泊施設に待機宿泊した場合）
- ・交通費に係る領収書（タクシーおよび公共交通機関を利用した場合）

【申請先・問合せ先】

遠野市助産院 ねっと・ゆりかご 0198-62-1103 **（いいおさん）**
〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1





産後ケア事業の拡充について

すべての子どもが健やかに育つことができるまち遠野

1 目的

これまでの妊産婦産前・産後サポート事業を拡充し、母親の心身のケアや育児サポートを継続するものであり、妊産婦の身体的及び経済的負担を軽減して、安心して妊娠および出産ができる体制を構築します。

2 概要

これまでのサポートに加えて、市内の宿泊施設(あえりあ遠野)を活用し、1日単位の通所(ディサービス)型産後ケアを実施します。

アウトリーチ型

助産師が訪問します
自宅で相談やケアが
受けられます
(無料・回数制限なし)

ディサービス型 (遠野市助産院)

助産院で相談やケアが
受けられます
(無料・回数制限なし)

New

ディサービス型 (あえりあ遠野)

ゆっくりとケアが
受けられます
(10:00~15:30)

1日の流れ

10:00~	10:30~	12:00~	13:00~	14:45~	15:30~
受付 (ロビーで待合せ)	希望のサービス	昼食	希望のサービス	おやつ	帰宅

◆希望のサービス…授乳指導、育児相談、休息、入浴など

3 利用できる方

遠野市内に住所があり、産後1年未満(宿泊施設利用の場合は産後4か月未満)のお母さんの内、下記のような悩みがある方

- (1) 産後に心身の不調や不安がある方
- (2) 育児に不安や疲れを感じている方
- (3) 授乳について相談したい方



4 施行日/負担金

◆令和4年4月1日施行

◆令和4年度は無料で利用することができます

市 2/5 6,000円	国 2/5 6,000円	個人負担 1/5 3,000円
-----------------	-----------------	--------------------

R4年度は県が負担します

5 利用方法

- (1) 事前に助産院に電話で申し込みをします
- (2) 利用回数の上限は4回までです
- (3) キャンセルする場合は取消料が発生します

【持ち物】

・母子健康手帳・利用承認通知書・赤ちゃんの着替えなど

【施設に準備してあるもの】

・ゆかた・タオル・ホテルアメニティー・粉ミルク・おむつ・沐浴用品など

【申し込み先】

遠野市助産院 ねっと・ゆりかご 0198-62-1103 (いいおさん)
〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1



3 新たな観光推進体制

● 後期基本計画の内容

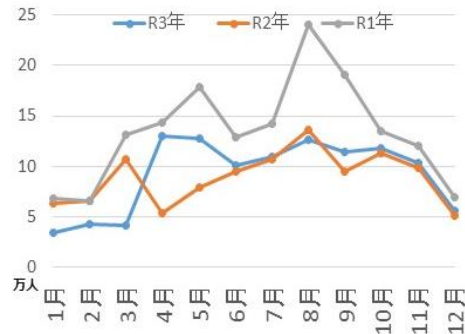
第2次遠野市総合計画後期基本計画では、「観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、訪日外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組めます」として、令和7年度までに**観光客入込数を189万人、宿泊客数80万人とするまちづくり指標**を掲げている。

● 遠野市内の入込者数の状況

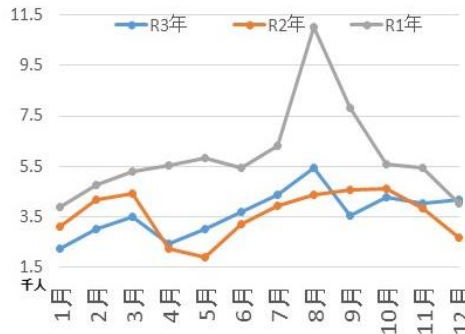
新型コロナウイルス感染症の影響により、市内観光施設の入込者数は影響前の令和元年度と比べ、**約3割減少**している。また、入込者数が6割以上減少した施設もあり、現在の情勢やニーズに照らした**推進体制や計画の見直し**が急務となっている。

観光施設等入込推移

※景観施設、行祭事含む



宿泊施設入込推移



R3年12月速報値

※景観施設、行祭事含む

	R3.1~12	R1.1~12	R1 同期比
観光施設	1,101,590人	1,614,801人	↓31.8%減
宿泊施設	43,628人	70,885人	↓38.5%減

観光施設入込数調べ	R3.1~12	R1.1~12	R1 同期比
自然系観光資源計(カッパ湖群等)	88,933人	119,183人	74.6%
人文系観光資源計(福泉寺等)	53,001人	83,218人	63.7%
展示見学教育施設計(博物館等)	56,100人	122,698人	45.7%
野外活動施設計(赤羽根スキー場等)	10,909人	14,543人	75.0%
休憩施設計(道の駅)	877,846人	1,151,325人	76.2%
合計	1,086,789人	1,490,967人	72.9%

宿泊施設入込数調べ	R3.1~12	R1.1~12	R1 同期比
ホテル計	19,768人	29,893人	66.1%
旅館計	8,833人	16,393人	53.9%
民宿計	4,512人	8,846人	51.0%
ユース計	1,593人	1,956人	81.4%
公共の宿計	2,771人	4,417人	62.7%
民泊計	171人	1,117人	15.3%
合計	43,628人	70,885人	61.5%

●現状の推進体制（（一社）遠野市観光協会）

昭和43年6月に任意団体として設立し、平成24年10月に一般社団法人として設立。

主な事業は、

- （公益）観光宣伝と観光客の誘致促進、観光情報の提供・収集、観光案内所の運営、観光資源の保護・活用促進、観光関係団体の連絡調整など
- （収益）公共施設（観光交流センター）等の管理運営受託、観光土産品の開発・販売促進、レンタサイクル・高速バスチケット取扱業務、旅行営業業務など

●現状の推進体制（遠野市観光推進協議会）

平成29年12月に『オール遠野』で観光振興事業に取り組むため設立。

主な事業は、市内観光関係機関・団体の役割分担の明確化、旅行会社のニーズ・来遠者の動向調査結果を基にした戦略企画、新たな観光推進体制構築と地域経済が潤う仕組みづくりとして、道の駅「遠野風の丘」20周年記念事業、東北横断自動車道釜石秋田線全線開通、立丸峠トンネル共用化PR活動、県内外へのキャラバン活動、旅行会社への営業活動などを実施。

令和2年度には「第2次観光アクションプラン（R3～R7）」を策定し、マーケティングや情報発信、インバウンド、宿泊、観光施設、2次交通の6つの柱について、プレーヤー（事業実施団体）となる市内17の構成団体の調整を図り観光振興を推進。

◆新たな観光推進体制

■「（一社）遠野市観光協会」を中核とした遠野市の観光振興

- ・ 遠野市観光推進協議会の会長は（一社）遠野市観光協会の会長であり、事務局も（一社）遠野市観光協会が主として担っており、遠野市観光推進協議会が担ってきた事業やノウハウは（一社）遠野市観光協会に蓄積されてきた。
- ・ （一社）遠野市観光協会は令和3年度に旅行業営業所登録を行い、旅行商品造成やツアー企画を催行し、市内観光施設が潤う仕組みづくりを企画・実施している。
- ・ 令和4年2月には「これからの遠野の観光まちづくりを考えるセミナー」を開催し、市内観光事業者等12者が活動事例発表を行い、今後はワークショップを重ねながら事業者連携や商品造成を行うこととしている。

以上のことから、遠野市観光推進協議会は一定の役割を終え、今後は、（一社）遠野市観光協会が遠野市の観光振興の中核を担い、市内観光関係団体や遠野市と力を合わせて、（一社）遠野市観光協会内の体制見直しを図りながら、（一社）遠野市観光協会の充実・強化に加え、積極的な営業活動展開、観光関係団体との連携強化を行い、遠野市の観光振興を推進していく。

4 農業版起業塾（事業名：遠野起農塾）の取組

1 現状と課題

遠野市の個人経営体の基幹的農業従事者数の減少の原因は以下の点であることが考えられる。

- (1) 人口の自然減による農業従事者数の減少
- (2) 社会的な要因による農業経営を行えない市民の増加
- (3) 農業経営の収支が不明瞭であることからくる就農へのためらい

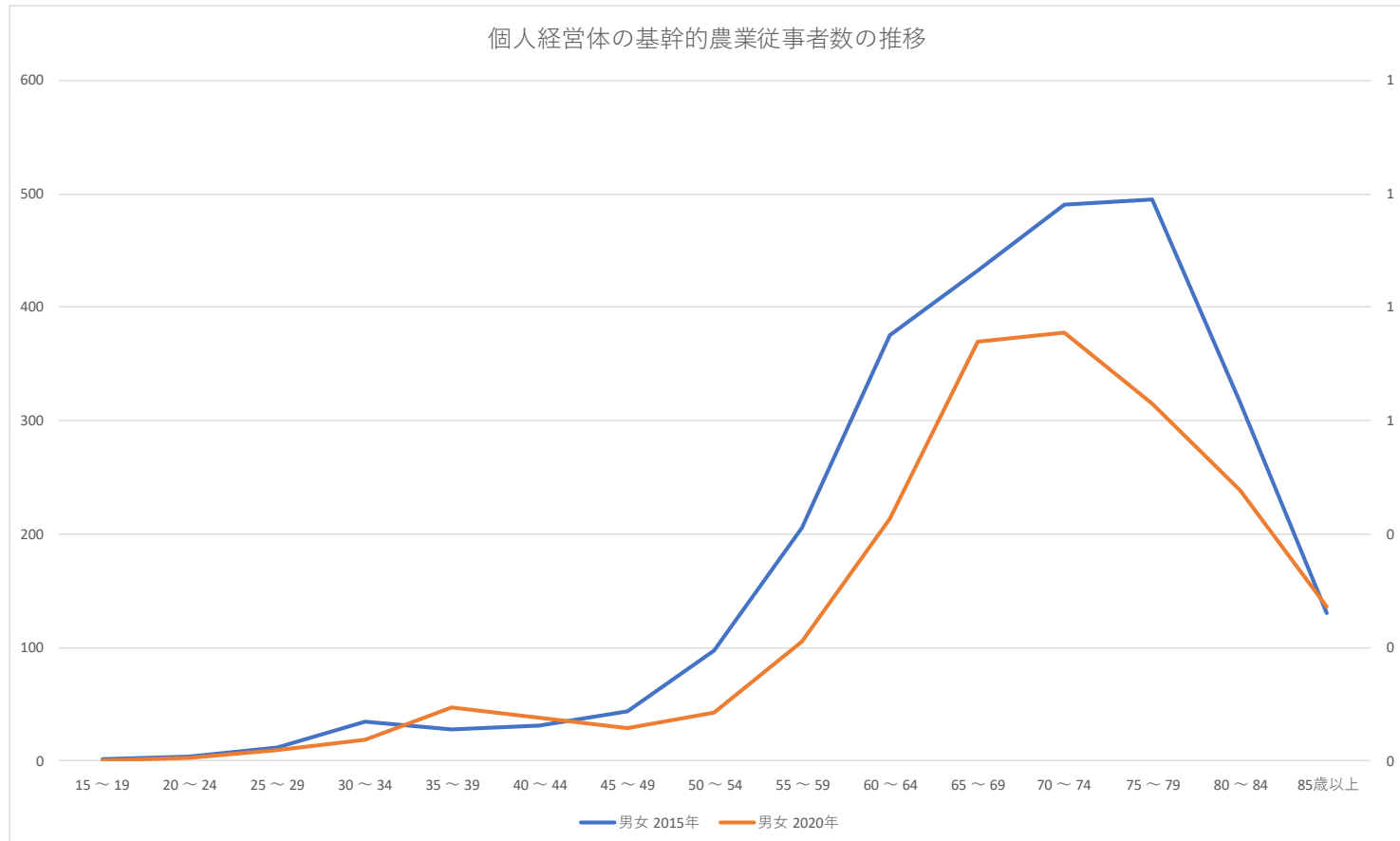
このことから、個人経営体の基幹的農業従事者数を増加させるには、以下の問題を解決する必要がある。

- (1) 多様な就労モデルとも組み合わせることが可能な農業経営モデルの提案
- (2) 農業経営の収支の明確化による他産業と同等の生活が可能な農業経営モデルの提案

この課題の解決のため、**農業版起業塾「遠野起農塾」**を開催する。

農業版起業塾（事業名：遠野起農塾）の取組

年代		計	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
男女	2015年	2,694	1	4	12	34	28	31	44	97	205	375	432	490	495	316	130
	2020年	1,942	-	3	9	19	47	38	29	42	105	213	370	378	315	238	136
男	2015年	1,414	1	2	9	20	23	18	30	53	97	186	248	221	253	177	76
	2020年	1,107	-	3	7	15	30	25	19	26	61	111	211	221	164	130	84
女	2015年	1,280	-	2	3	14	5	13	14	44	108	189	184	269	242	139	54
	2020年	835	-	-	2	4	17	13	10	16	44	102	159	157	151	108	52



2 取組の概要

農業版起業塾「遠野起農塾」では、以下の様な市民をターゲットに事業を展開する。

- (1) 自家で農業経営は行っているが、経営に関与していない就労している者
- (2) 社会的な要因で就労していない者
- (3) 就農に興味がある者

なお、遠野起農塾のメインテーマは「**農業の見える化**」であることから、当面の間は、既に岩手県や岩手県農業公社で開催している農業経営研修の情報収集を行い、他の機関で行っていない講座の実施を検討する。

また、実施の際には座学を中心とし、「生活」「時間」「お金」などといった、市民により身近で分かりやすいテーマで実施する。

農業版起業塾（事業名：遠野起農塾）の取組

営農類型	経営規模	生産方式
(農業所得 500万円モデル) 野菜	〈作付面積〉 ピーマン =0.5ha グリーンアスパラガス =1.0ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力散布機 1台 ビニールハウス 2,000㎡ 他 〈その他〉 ・ピーマンは露地作型 ・アスパラガスは春～5月穫り
(農業所得 500万円モデル) 工芸作物＋野菜	〈作付面積等〉 根わさび = 0.5ha にら =0.05ha 〈経営面積〉 0.55ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 簡易ビニールハウス 2,000㎡ 他 〈その他〉 ・わさびは根わさびで周年栽培 ・にらは露地作型
(農業所得 500万円モデル) 工芸作物＋肉用牛（繁殖）	〈作付面積〉 ホップ =2.0ha 牧草 =4.6ha 黒毛和種 = 20頭 〈経営面積〉 6.6ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 畜舎 360㎡ 他 〈その他〉 ・高所作業台車等の農業機械の共同所有、共同利用
(農業所得 500万円モデル) 肉用牛（繁殖）	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 45頭 牧草 =10.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 畜舎 540㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化

5 市独自の開発基準の制定

担当：環境整備部建設課

市は、無秩序な開発を防止し、災害の発生を未然に防ぎ、自然と調和のとれた生活環境の形成を図るため、市独自の開発指導基準を制定することとします。

現状

	関係法令	許可権者	開発許可の規模要件
開発許可制度 ・主として建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更	都市計画法	県南広域振興局長	都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上
林地開発許可制度 ・主として事業場用地の造成を目的とした土地の形質の変更	森林法	県知事 または 県南広域振興局長	私有林 10,000㎡以上 * 国有林や保安林以外はほとんどの私有林が対象となるが一部現況等により対象外

○許可制度の対象とならない工事が行われ、一部民間事業では河川への濁水流出や災害の発生が懸念されている。



5 市独自の開発基準の制定

課題

- 既存法令等の対象外となる開発に対して、遵守すべき技術基準を定めていないこと。規制の利かない開発が行われている。
- 現状の開発許可は、県が開発許可権者であるため、市には開発行為相当の案件に対する審査事務の実務経験者がいない。
- 審査・指導する際、既存の許認可に関する知識・経験しか有していないため、他に定められている技術基準の運用に不慣れである。



対策

- 市の環境等に合った許可技術基準を定める。
 - ・市内の現状把握
 - ・開発の審査・指導に係る技術基準の解釈・運用の知識取得向上を図る
 - ・既存法令の整理
 - ・関係部署との連携
 - ・他自治体条例等の研究
 - ・外部有識者からの意見徴収

6 コミュニティ・スクールの推進

担当：市民センター生涯学習スポーツ課

1 「コミュニティ・スクール」とは

コミュニティ・スクール＝「学校運営協議会」を設置している学校

学校運営協議会とは…法律に基づき、教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのための必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

- 平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により始まった仕組み。その後、平成29年に法改正→学校運営協議会の設置が努力義務化。
- 学校運営協議会の委員は、当該校の校長、当該校の保護者、地域住民。なお、行政は学校運営協議会の支援に当たる。

2 導入の目的

子どもたちや学校、地域を取り巻く課題が複雑化・多様化



- ・地域の皆さんの学校運営への参画により
- ・学校や地域を取り巻く諸課題の対応と「遠野のふるさと教育」等を推進し

遠野の子どもたちの「生きる力」を育むため



令和4年度から**コミュニティ・スクール**（学校運営協議会制度）を**導入**

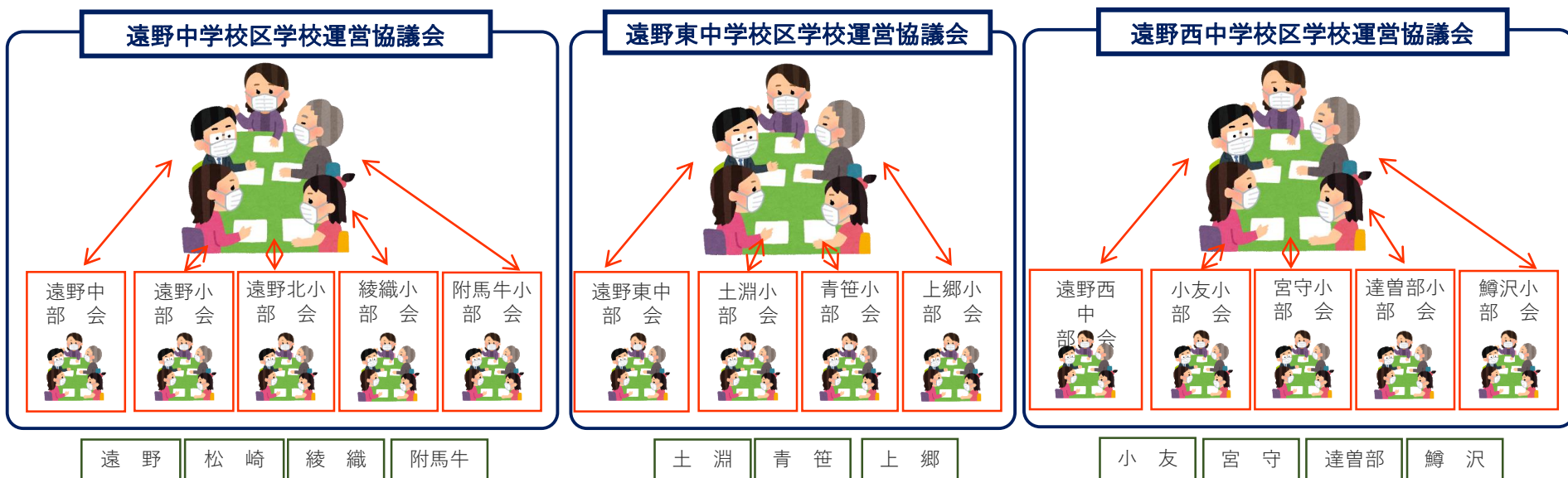
3 コミュニティ・スクールの設置

遠野の子どもたちの「生きる力」を育むためには、義務教育9年間の取組を社会で共有し、みんなで参画することが必要であることから



「学校運営協議会」は中学校区で設置

また、各学校独自の取組等を学校単位で共有し、実行に移しやすくするため、**学校運営協議会の中に学校部会を併せて設置。**



4 コミュニティ・スクールにおける役割等

【学校運営協議会】

【協議する事項】

- 学校運営の基本方針の承認
(中学校・小学校)
- 9年間を見据えた情報の共有
- 学校関係者評価
- 学校部会の協議事項の共有
- 中学校区を範囲とした地域での連携・協働活動

【委員】

- ・当該中学校の校長(1)
- ・学区内の小学校の校長(4)
- ・エリアコーディネーター(1)
- ・中学校PTA会長(1)
- ・小学校PTA会長(4)
- ・中学校長が推薦する者(5名以内)

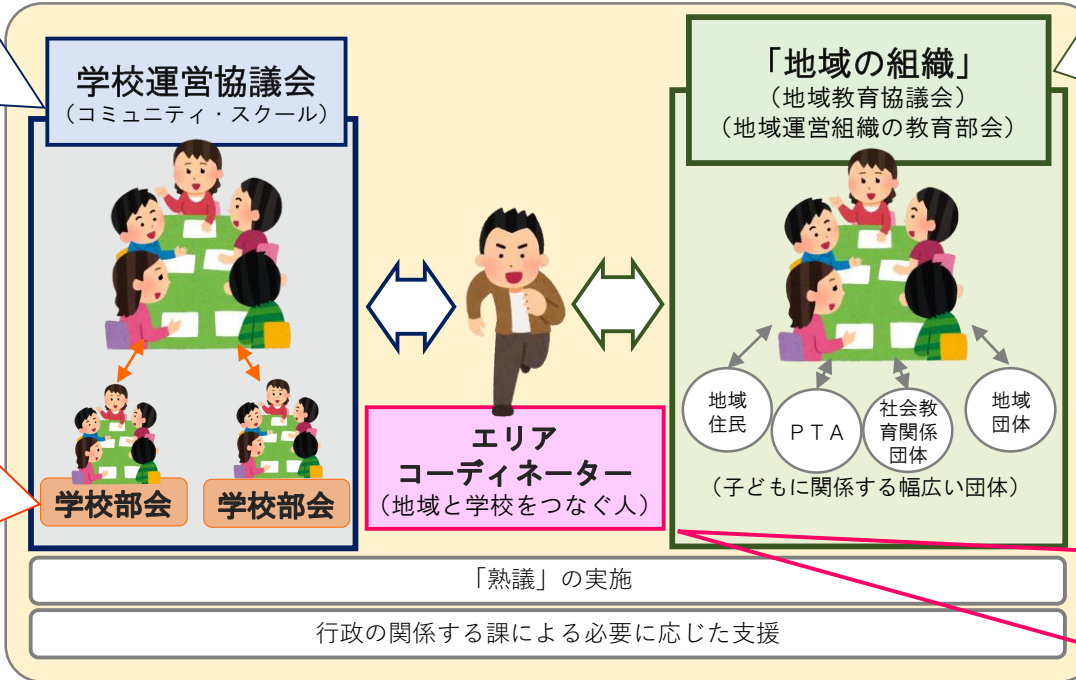
【学校部会】

【協議する事項】

- 学校運営協議会に提案する学校運営の基本方針の検討
- 学校運営に必要な支援の協議
- 小学校区を範囲とした地域での連携・協働活動

【委員】

- ・当該学校の校長(1)
 - ・当該校PTA会長(1)
 - ・エリアコーディネーター(1)
 - ・地域の代表者(1)
- ※中学校はエリアコーディネーターが兼ねる
・校長が推薦する者(5名以内)



【地域の組織】

- (地域教育協議会等)
- ①学校を応援する組織
 - ②学校への想いを取りまとめる組織

【協議する事項】

- 子どもと学校を支援する活動
(適切な役割分担のもと)
 - 学校への地域の想いを取りまとめること
- ※地域によって適切な組織体制を検討

【エリアコーディネーター】

(中学校区に1名、計3名)

【主な業務】

- 地域人材や地域資源のコーディネート
(キャリアサポートや魅力ある学校づくり事業を意識して)
- 学校運営協議会や学校部会に出席し、学校経営の方針を地域に伝える。
- 地域の会議等を踏まえ、地域の想いや願いを整理し、学校運営協議会や学校部会で提案する。

5 今年度の位置づけと今後の見通し

令和3年度(2021)
「準備の年」

- ・ 制度の周知(研修)
- ・ 推進方針の策定
- ・ 規則の制定

令和4年度(2022)
「試行の年」

- ・ 規則の施行(4/1)
- ・ ふるさと教育を基に取組を進め、制度を理解する

令和5年度(2023)～
「本格実施」

制度の理解のもと、ふるさと教育のほか、子どもを育てていくための願いも連携・協働のうえ取り組んでいく。

7 第三セクターの経営改革

これまで、第三セクターの経営改革については、「遠野市進化まちづくり検証委員会」の提言に基づき「遠野ふるさと公社・遠野ふるさと商社」を中心に、具体的な経営改革に取り組んできた。

令和4年度は、引き続き「遠野テレビ」「畜産振興公社」「(株)遠野」についても経営改革を進め、経営の健全化に向けた取組を加速させる。

第三セクター	経営改革に向けた取組内容等
一般社団法人遠野ふるさと公社 株式会社遠野ふるさと商社	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の大手食品卸への営業展開（ホップソーダ、ホップフランクなど） ・ふるさと納税の強化（PRの重点化、高価格帯商品の開発、ジンギスカンのブランディング） ・ポータルサイトの特性・機能の調査と、有効活用策の検討
株式会社遠野テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野テレビ経営改革プランに基づく取組の推進 ・遠野テレビへの指定管理者制度の導入 ・F T T H化整備を契機とした加入推進 ・自主制作番組を充実させるための取組の強化（地域記者の選定、市民アナウンサー登録制度、外部制作会社との連携）
一般社団法人遠野市畜産振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市畜産振興公社経営改善計画に基づく経営の見直し ・子牛販売額増額を図るための公社所有牛用の牛舎増築の検討 ・馬の里の収支安定化を目指した利用料の見直しやユーザー訪問の実施 ・老朽化施設の解体や改修を市と協議の上実施
株式会社遠野	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光ルートの商品造成 ・教育旅行、合宿、ゼミ等の誘致拡大 ・仕出し販売、レストランの強化 ・市民利用を促す「市民パック」の開発 ・施設の指定管理に係る費用等の見直し

令和4年度 遠野テレビ光化・経営改革アクションプラン [第1弾]

1【目的】

令和4年度から報道制作体制が6名となり、様々な創意工夫で自主番組の充実を図るための明確な方向性を示す必要がある。

これまで、同グループ内に報道担当班、制作担当班に分かれた業務形態を取ってきたが、報道制作スタッフの人数が限られているため、スタッフが連携し、状況によっては、臨機応変に対応できる有機的な体制を確立する。また、市民等と連携した外部スタッフの起用や他の制作会社等と自主番組制作を共同で制作するなど、業務で連携できるブレンネットワークを構築する。

【基本システム】

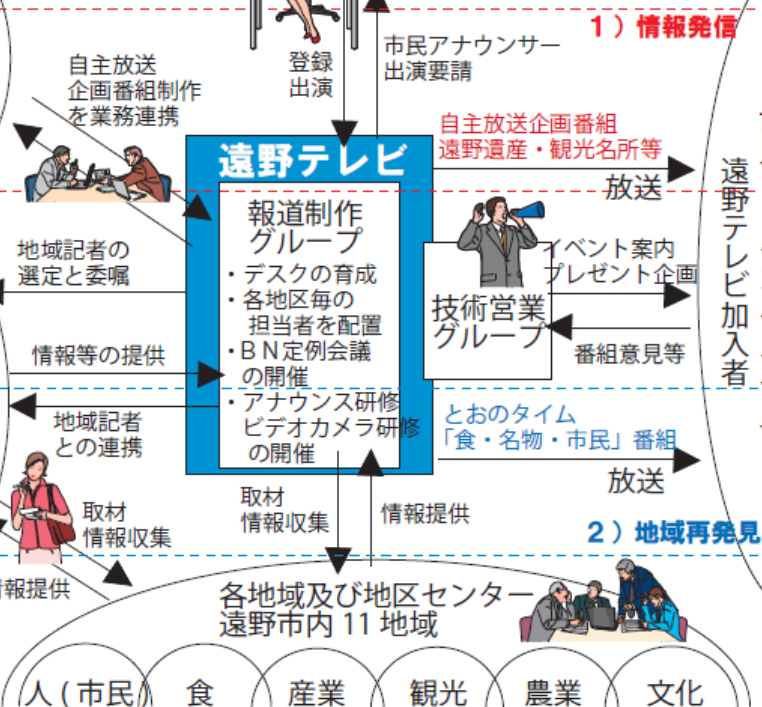
BN③

コンテンツ制作会社

BN② 市民アナウンサー登録制度

遠野市 若手職員
市民アナ 経験者
地域おこし 協力隊等

自主放送 企画番組制作を業務連携



2【ブレンネットワーク（BN）構築に向けた具体的方針】

(1) BN① 地域記者の選定と委嘱

地域記者は当社がメンバーを選定し、最初は3名程度の方に委嘱する。市内で発掘されていない情報や人及び生業などのネタを当社が指定する情報提フォーマットに基づいて記入し、記事原稿と写真なども沿って月に3本程度を提出してもらう。（月額1～3万円程度の報酬）

また、報道制作グループメンバーとの定例会議を毎月1回開催する。

(2) BN② 市民アナウンサー登録制度

＜対象＞

- ① 遠野市役所の若手職員の研修を兼ねた市民アナウンサー（継続）
- ② 市民アナウンサー経験者で登録を希望する方で当社が認定
- ③ 地域おこし協力隊スタッフや帰省中の大学生
- ④ 登録は、1年更新とする。（登録者は出演期限や出演回数を定めない）

＜起用方法＞

- ① 「とおのタイム」は1週間で5日間放送する内、2～3日間は市民アナウンサーを起用する。うち1日は市職員枠とする。（市職員以外は報酬が発生）
- ② 登録を希望する方は、当社が開催するアナウンス研修等を受講（必須）
- ③ 登録を認定した市民アナウンサーには、年間の登用計画を示し、出演するスケジュールをあらかじめ決めておく。

(3) BN③ 自主番組制作に係る外部制作会社との連携

これまで、外部制作会社との連携は、計画的に行ってこなかった。今年度から外部制作会社の選定と業務連携は、自主放送番組を充実させるコンテンツ制作のブレンネットワークの位置づけとして取り組む。

3【重点取組事項】

(1) 情報発信…観光名所や名物、市民にスポットを当てる。

地元密着ケーブルテレビの強みを活かした視点を活かすため、地域記者と連携して観光名所や食、名物の魅力を掘り下げる。更に遠野遺産シリーズを定期化するために外部制作会社と連携して制作しコンテンツ発信する。

地域記者からの情報と各地区を担当する当社スタッフがコラボして、市内で活動する市民にスポットを当てた番組を制作して放送する。

(2) 地域再発見…企画番組制作、地域記者の活用等

上記方針に基づき、ブレンネットワークと連携した企画番組制作に取り組む

4【スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
・BNリストアップ							
遠野遺産シリーズ毎月1回更新、観光名所、食、人、生業を番組化							
・地域記者委嘱							
・地域記者連携会議							
地域記者から毎月3本以上の情報提供→番組制作							